

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たりの翌日)
は、
日、
がと日、
日、

第3901号 00593

◇告 示
解除予定の保安林
土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 鳥取市賀露町字切戸一七三三から一七三六まで、一七四〇、一七四一、一七四二の一、一七四二の二、一七四三から一七四七まで、字下小路一七四九、一七五二の一、字上小路ノ二 一七〇九の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年一月十六日から用途廃止した。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 <small>平方メートル</small>	用 途
東伯郡三朝町大字三朝字塚田九七二ノ一番地先	一三・五四	水路敷
” ”	四七・〇五	道路敷
” ”	五七・〇三	水路敷
字下山根一、〇四六ノ三番地先		